

## 認知症サポート医養成研修について

山形県医師会

認知症サポート医養成研修は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが開催する研修会であり、県医師会では、郡市地区医師会からの推薦に基づき、県へ受講者の推薦を行っております。

医師会に所属していない医師で、郡市地区医師会から推薦が得られなかった受講希望者については、県医師会あて直接お申込みください。

### 1 開催日程

受講回	会場	日程
第1回	東京	令和6年7月13日(土) 13時から16時半を予定
第3回	東京	令和6年10月19日(土) 13時から16時半を予定

※グループワークの3日前には、講義編(eラーニングシステム)を各自で修了すること

### 2 研修対象者

以下①及び②の条件をともに満たす方とします。

- ①地域において、認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- ②次の役割を適切に担うことができる医師
  - ア かかりつけ医の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
  - イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
  - ウ 県医師会を単位とした、かかりつけ医対象の認知症対応力向上研修の企画立案及び講師

### 3 提出書類

次の書類を山形県医師会事務局あてご提出ください。

- ① 認知症サポート医養成研修受講申込書
- ② 認知症に係る実績報告書(様式1)
- ③ 経歴書(様式2)
- ④ 「医師資格証」または「医師免許証」の写し
- ⑤

#### 4 申込期限

第1回（東京会場）…令和6年5月20日（月）17：00必着

第3回（東京会場）…令和6年7月5日（金）17：00必着

#### 5 受講者の選考

県医師会は、郡市地区医師会から推薦のある受講希望者と併せて、会員であることや市町村の認知症サポート医の確保状況などから優先順位を判断し、県に受講者の推薦を行います。

県は県医師会からの推薦者のうち、10名を上限として、受講費用（50,000円）並びに山形県旅費規程に基づく旅費を負担します。申込者が10名を上回った場合は、以下の基準により選考されます。

- ① 認知症サポート医が不在の市町村に開業又は勤務する医師が受講する場合
- ② 初期集中支援チームへ配置を検討している医師、又は配置されている医師が受講する場合

なお、上記選考により推薦者とならなかった場合は、市町村又は医師の自己負担等によりお申込みいただくこととなります。

#### 6 連絡先

山形県医師会 〒990-2473 山形市松栄一丁目6番73号

TEL：023-666-5200 FAX：023-647-7757

E-mail：ken-ishi@yamagata.med.or.jp

# 認知症サポート医

〔地域実践 10〕

地域における「連携の推進役」を期待されている

## かかりつけ医の機能

- 日常の医学管理
- 早期発見・早期対応
- 本人・家族支援
- 多職種連携 等

認知症  
サポート医

## 専門医の機能

- 鑑別診断
- 若年性認知症の診断
- 急激な症状の進行や
- 重篤な身体合併症の  
対応 等

## 認知症サポート医の機能・役割

- ① 認知症の人の医療・介護に関わる かかりつけ医や介護専門職  
に対するサポート
- ② 地域包括支援センターを中心とした多職種の連携作り
- ③ かかりつけ医認知症対応力向上研修の講師や住民等への啓発

かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより引用

# 認知症初期集中支援チーム

〔地域実践 33〕

- 複数の専門職が家族の訴え等により 認知症が疑われる人や認知症の人及び  
その家族を訪問し、アセスメント、家族 支援等の初期の支援を包括的・集中的  
(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと

- 全ての市町村に設置されている

- 認知症初期集中支援チームの  
メンバー



医療と介護の専門職

(保健師、看護師、作業療法士、  
精神保健福祉士、社会福祉士、  
介護福祉士等)



認知症サポート医  
である医師(嘱託)

### 【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ 認知症  
が疑われる人又は認知症の人で、以下のいずれ  
かの基準に該当する人

- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、また  
は中断している人で以下のいずれかに該当  
する人

(ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人  
(イ) 継続的な医療サービスを受けていない人  
(ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人  
(エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

- ◆ 医療・介護サービスを受けているが、認知症  
の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮  
している

- 配置場所

地域包括支援センター、診療所、病院、認知症  
疾患医療センター、市町村の本庁など

かかりつけ医認知症対応力向上研修テキストより引用(赤枠部挿入)

## かかりつけ医と認知症サポート医等との連携に係る評価

- 地域において認知症患者の支援体制の確保に協力する認知症サポート医が行うかかりつけ医への指導・助言について評価を設ける。

(新) 認知症サポート指導料 450点(6月に1回)



[算定要件]

地域の認知症患者に対する支援体制構築のための役割・業務を担っている認知症サポート医が、かかりつけ医の求めに応じて、認知症患者に対し療養上の指導を行うとともに、紹介元のかかりつけ医に対し療養方針に係る助言を行っていること

- 認知症サポート医の助言を受けたかかりつけ医が行う認知症患者の医学管理等について、評価を新設する。

(新) 認知症療養指導料2 300点(月1回)(6月に限る)

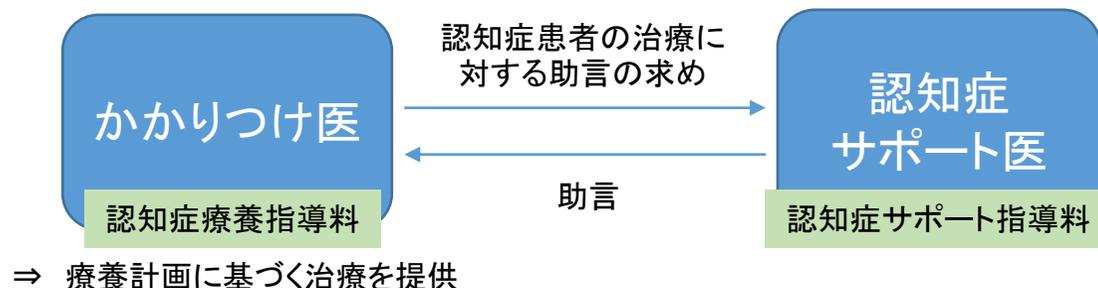
(新) 認知症療養指導料3 300点(月1回)(6月に限る)

[認知症療養指導料2の算定要件]

かかりつけ医が、認知症サポート医による助言を踏まえて、認知症患者に対し療養計画に基づく治療を行った場合に算定する。

[認知症療養指導料3の算定要件]

認知症サポート医が、かかりつけ医として、認知症患者に対し療養計画に基づく治療を行った場合に算定する。



- 認知症疾患医療センターの区分が、基幹型・地域型・連携型となったことを踏まえ、新たに設置された「連携型認知症疾患医療センター」について、既存の認知症疾患医療センターと同様の評価を設ける。

# 地域包括診療料等の見直し

## 地域包括診療料等の見直し

- かかりつけ医機能の評価である地域包括診療料等について、かかりつけ医と介護支援専門員との連携の強化、かかりつけ医の認知症対応力向上、リフィル処方及び長期処方の活用、適切な意思決定支援及び医療DXを推進する観点から、以下のとおり要件及び評価を見直す。

### 改定後

【地域包括診療料】 ※地域包括診療加算についても同様

[算定要件]

- 患者又はその家族からの求めに応じ、疾患名、治療計画等についての文書を交付し、適切な説明を行うことが望ましい。その際、文書の交付については電子カルテ情報共有システムにおける患者サマリーに入力し、診療録にその記録及び患者の同意を得た旨を残している場合は、文書を交付しているものとみなすものとする。
- 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応するとともに、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示すること。
- 患者の状態に応じ、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であることを当該保険医療機関の見やすい場所に掲示するとともに、患者から求められた場合に適切に対応すること。

[施設基準] ※地域包括診療加算についても同様

- 当該保険医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師（以下この区分において「担当医」という。）を配置していること。また、担当医は認知症に係る適切な研修を修了していることが望ましい。
- 次に掲げる事項を院内掲示していること。
  - ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること。
    - イ 当該保険医療機関に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること。
    - ウ 患者の状態に応じ、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること。
- 介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定に係る主治医意見書を作成しているとともに、以下のいずれか一つを満たしていること。
  - ア～ケ(略) コ 担当医が、「認知症初期集中支援チーム」等、市区町村が実施する認知症施策に協力している実績があること。
- 以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
  - ア 担当医が、サービス担当者会議に参加した実績があること。
  - イ 担当医が、地域ケア会議に出席した実績があること。
  - ウ 当該保険医療機関において、介護支援専門員と対面あるいはICT等を用いた相談の機会を設けていること。なお、対面で相談できる体制を構築していることが望ましい。
- 当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。

### 現行

地域包括診療加算 1	25点
地域包括診療加算 2	18点
認知症地域包括診療加算 1	35点
認知症地域包括診療加算 2	28点



### 改定後

地域包括診療加算 1	<b>28点</b>
地域包括診療加算 2	<b>21点</b>
認知症地域包括診療加算 1	<b>38点</b>
認知症地域包括診療加算 2	<b>31点</b>

長寿発研修第 042302 号

令和 6 年 4 月 23 日

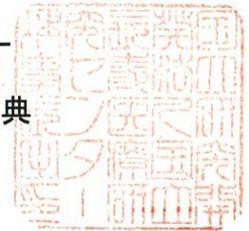
各 都道府県知事 殿

各 指定都市市長 殿

国立研究開発法人

国立長寿医療研究センター

理事長 荒井 秀典



令和6年度認知症サポート医養成研修の募集について

標記研修については、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)により、実施しています。

つきましては、「国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱」(別添1)及び「令和6年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項」(別添2)を別添のとおり通知いたしますので、関係団体と協議して研修受講者を決定の上、別添2の7(3)に定める期日までに、受講申込書を当センターに提出いただきますようよろしくお願いいたします。

(別添1)

## 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修実施要綱

### 第1章 総 則

(目的)

第1条 認知症サポート医養成研修事業は、認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

### 第2章 認知症サポート医養成研修事業

(認知症サポート医養成研修事業)

第2条 本事業は、「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」(以下「支援事業実施要綱」という。)の第1の1に基づき実施するものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師
- イ 支援事業実施要綱の第1の1(2)に掲げる認知症サポート医の役割を適切に担える医師

2 本研修終了後は、認知症サポート医の役割を担うことについて、実施主体の長が各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(研修内容)

第4条 研修内容は、認知症サポート医として必要な、下記の事項等の修得に資する内容とする。

- ア かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術
- イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

(研修方法及び期間)

第5条 研修方法は、原則としてオンライン研修と集合研修のハイブリッド形式とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター指定の講師による講義・演習・テストを基本として行う。研修各回につき、オンラインでの研修を指定期間内に受講完了した者がその後集合研修(グループワーク等)を受講することとする。

(研修受講者数)

第6条 研修受講者数は、別に決定する定員とする。

(研修受講手続)

第7条 研修受講手続は、別に定める研修募集要項において定める。

(研修受講者の遵守事項)

第8条 研修受講者は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの指示事項を遵守しなければならない。

(研修の取消し)

第9条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長(以下、「理事長」という。)は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為を行った場合は、厚生労働省と協議し研修の受講を取り消すことができるものとする。

2 理事長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合、当該受講者を推薦した都道府県又

は指定都市(以下「都道府県等」という。)の長にその旨通知するものとする。

(修了証書の交付)

第10条 理事長は、全課程研修修了者に対し、別紙様式による修了証書を交付する。

(修了者の登録)

第11条 理事長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

(研修費用)

第12条 研修費用については、研修受講者又は都道府県等が負担するものとし、別に定める研修募集要項において定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成17年10月31日から施行する。

改正 平成18年 6月 1日施行

改正 平成18年 8月 1日施行

改正 平成19年 5月 8日施行

改正 平成20年 5月19日施行

改正 平成21年 6月 4日施行

改正 平成22年 6月25日施行

改正 平成23年 6月14日施行

改正 平成25年 7月 8日施行

改正 平成26年 7月18日施行

改正 平成27年 5月19日施行

改正 令和 2年12月21日施行

改正 令和 5年 4月 1日施行

改正 令和 5年 9月29日施行

改正 令和 6年 4月23日施行

(別添2)

## 令和6年度国立研究開発法人国立長寿医療研究センター認知症サポート医養成研修募集要項

### 1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医(推進医師)を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図ることを目的とする。

### 2 研修対象者

「認知症地域医療支援事業の実施について」(平成27年4月15日付老発0415第6号厚生労働省老健局長通知)の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」第1(4)のとおり。

### 3 研修日時、研修会場及び定員

別紙のとおり

### 4 研修内容

別紙のとおり

### 5 研修受講費用(全課程を修了した場合)

50,000円(消費税込み)

なお、支払い方法については、研修の全課程の受講修了後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが発行する請求書により、請求書に定める期限までに支払うこと。

### 6 修了証書の交付

修了証書は、全課程の修了者に対して交付する。

何らかの理由で全課程を修了できなかった受講者は不足分を受講した後に修了証書を交付する。

### 7 受講手続

#### (1)必要書類

受講申込書(別紙様式)

#### (2)手続

都道府県又は指定都市(以下「都道府県市」という。)は、都道府県市医師会と相談の上、研修対象者の選考を行った後、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに申込期限までに(1)の受講申込書を提出すること。

個人が国立研究開発法人国立長寿医療研究センターへ直接申し込むのではなく、所属する都道府県市へ申込みを行うこと。

#### (3)申込期限

第1回: 令和6年5月27日(月)必着

第2回: 令和6年7月23日(火)必着

第3回: 令和6年9月2日(月)必着

第4回: 令和6年10月8日(火)必着

第5回: 令和6年12月3日(火)必着

#### (4)受講者の決定

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、都道府県市から推薦された研修対象者の受講が決定した場合は、速やかに都道府県市に通知するものとする。

この場合において、都道府県市は、受講の可否を申込者に伝達すること。

### 8 問い合わせ先

〒474-8511

愛知県大府市森岡町七丁目430番地

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

長寿医療研修センター 担当: 大久保

TEL:0562-46-2311(内)2701  
FAX:0562-45-5813  
mail:ookubo-m@ncgg.go.jp

9 その他

各回の応募者が定員を超えた場合には、都道府縣市と受講者の調整を行うものとする。

(別紙)

令和6年度 認知症サポート医養成研修 内容、日程及び会場について

1 開催形式

eラーニングシステムを利用したオンライン形式と集合研修の複合型で開催します。

2 研修内容

「認知症サポート医の役割」、「診断・治療の知識」、「制度・連携の知識」、「学習理解度テスト」、「グループワーク」  
(一部講義をeラーニングサイトにて各自で受講、テスト合格にてeラーニング修了・集合研修への参加が可能となります。)

3 研修受講の流れ及び受講スケジュール

当研修を修了するためには、eラーニングと集合研修の両方を受講していただく必要があります。受講申込書にて希望する日程を選択し各回の申込期日までにお申込みください。受講者の決定後、受講決定通知と併せてeラーニングの受講案内及び集合研修の案内を送付いたします。  
オンライン上でeラーニングを受講(一部講義の視聴及び学習理解度テストの受験)後、集合研修にて残りの講義とグループワークに参加していただくと研修修了となります。

eラーニング: 受講決定通知後から、集合研修開催日の3日前までに受講を修了してください。

集合研修: 下記4及び5のとおり

4 集合研修の日程及び会場

受講申込書にて希望する日程を1つ選択し申し込んでください。

第1回 令和6年7月13日(土) 東京都 (定員 300名)  
コングレスクエア羽田  
東京都大田区羽田空港一丁目1番4号羽田イノベーションシティゾーンJ

第2回 令和6年9月14日(土) 北海道 (定員 150名)  
アスティホール  
札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 4F

第3回 令和6年10月19日(土) 東京都 (定員 350名)  
砂防会館  
東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館1階

第4回 令和6年11月30日(土) 大阪府 (定員 250名)  
マイドームおおさか  
大阪府中央区本町橋2番5号

第5回 令和7年1月18日(土) 福岡県 (定員 250名)  
福岡ファッションビル  
福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッションビル7F

5 集合研修の時間及び内容(予定)

集合研修は1日間(午後、半日程度、概ね13:00~16:30頃)の予定です。

集合研修では一部講義及びグループワークを実施します。

※内容により終了時間等が若干前後する場合があります。集合研修で実施する講義は回によって異なる可能性があります。当日の日程表等詳細は受講決定通知時に併せてお知らせいたします。

6 eラーニングの受講方法

受講者の決定後、eラーニングシステム受講について記載された案内を、各都道府県市を通して受講者に送付いたします。案内が届きましたら、指示に従い、eラーニングを受講してください。

eラーニングシステムの使用方法等、不明な点がございましたら事務局まで連絡願います。

※なお、お申込みいただいた集合研修開催日の3日前までにeラーニングを受講修了されなかった場合は、集合研修への参加はできませんのでご注意ください。

#### 7 必要な機器・環境

eラーニングシステムのご利用にあたり、必要な機器、環境等は以下のとおりです。

- ・安定した通信環境でインターネットに接続可能なパソコン
- ・以下のいずれかのブラウザがインストールされている環境

┌ Google Chrome(最新版)  
├ Microsoft Edge Chromium(最新版)  
└ Safari(最新版)

※ スマートフォン、タブレット端末でも視聴できますが、推奨環境外ですので注意願います。

#### 8 研修に関する留意事項等

- ・申し込み後、受講確定後にお知らせするeラーニングシステムのURL等は厳重に管理してください。他人に知らせたり、外部に公開したりすることは止めてください。
- ・研修の映像・音声を録画・録音等するなどして複製、外部への公開や二次利用するなどの行為は禁止いたします。